

「浄化槽維持管理費補助金」について

物価高騰による生活支援の観点から下水道料金の減免措置を実施しておりますが、下水道に接続できない地域においても浄化槽の維持管理を行っている方へ補助金を交付します。

- 1 対象者 下水道に接続できない地域に設置されている浄化槽の維持管理を行っている方（一般のご家庭のほか、事業所も対象）
※令和4年1月1日から令和5年1月31日までの期間中に維持管理（浄化槽清掃や検査・点検等）を行った浄化槽が対象となります。
※下水道に接続できる地域に設置されている浄化槽は対象外となります。

2 補助金額 5,000円（浄化槽1基あたり1回のみ）

3 申請期間 令和5年1月31日（火）まで

- 4 申請方法 ■持参もしくは郵送での申請
申請書兼請求書に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえご提出下さい。申請書兼請求書様式は市ホームページからダウンロードいただくほか、提出先窓口でもお渡しいたします。申請書兼請求書の書き方は記入例をご確認下さい。

【提出先窓口】下水道課、新利根公民館、桜川公民館、東支所

※下水道課所在地は問合せ先の住所となりますのでご注意ください。本庁舎所在地と異なります。

※郵送の場合、問合せ先住所宛てに郵送願います。

■電子申請

稲敷市ホームページのリンクから申請して下さい。

（ホームページにて「浄化槽維持管理費補助金」と検索）

【申請時に添付が必要な書類】

①令和4年1月1日から令和5年1月31日までの期間に実施した浄化槽清掃又は法定・定期検査等に要した書類の写し

〔 浄化槽清掃領収書・法定検査結果書・定期検査結果書
定期点検契約書 等のいずれか1つ 〕

②振込先口座が分かる通帳の写し

（金融機関名・口座名義・口座番号が記載された部分）

*申請受付後、1カ月程度で補助金を振込みいたします。振込みに関する通知はいたしませんので、口座をご確認下さい。

5 問合せ先 稲敷市下水道課 TEL029-892-2000
〒300-0500 稲敷市荒沼9番地2 江戸崎終末処理場内